

特別養護老人ホーム清和荘

(長期入所 多床室)

重要事項説明書

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

◇◆目次◆◇

| | |
|----------------------|---|
| 1. 施設経営法人..... | 1 |
| 2. ご利用施設..... | 1 |
| 3. 居室の概要..... | 2 |
| 4. 職員の配置状況..... | 2 |
| 5. 当施設が提供するサービス..... | 3 |
| 6. 利用料金..... | 5 |
| 7. 入所中の医療の提供..... | 6 |
| 8. 苦情の受付..... | 7 |
| 9. 非常災害時の対策..... | 7 |
| 10. 虐待の防止について..... | 8 |
| 11. 身体拘束の防止について..... | 8 |
| 12. 施設利用の留意事項..... | 8 |

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 明光会 |
| (2) 法人所在地 | 群馬県太田市亀岡町280番地 |
| (3) 電話番号 | 0276-52-5002 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 大澤 正明 |

2. ご利用施設

- | | |
|------------|----------------------------------|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設 |
| ・多床室 | 平成 9年4月1日 群馬県指定1072900127号 定員60名 |
| ・ユニット | 平成16年4月1日 群馬県指定1070502818号 定員30名 |
| (2) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム清和荘 |
| (3) 施設の所在地 | 群馬県太田市亀岡町280番地 |

(4) 電話番号 0276-52-5002

(5) 施設長氏名 大澤 敏明

(6) 事業の目的

この事業は、要介護者が心身共に健やかに育成され、又は、社会、経済文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的とする。

(7) 施設の運営方針

- ・当施設にあたっては、介護保険法並びに関係法令に基づきご利用者の要介護状態の軽減及び悪化防止に資するよう適切な援助を行う。
- ・当施設にあたっては、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、可能な限り居宅における生活への復帰を目指す。
- ・当施設にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にその方の立場に立った、より質の高いご利用者本位のサービス提供を目指す。

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

| 居室・設備の種類 | 室数 | 備考 |
|----------|-----|-------------------|
| 1人部屋 | 4室 | 多床室 |
| 2人部屋 | 5室 | 多床室 |
| 4人部屋 | 14室 | 多床室 |
| 合計 | 23室 | 多床室 |
| 食堂 | 1室 | |
| 機能訓練室 | 1室 | |
| 浴室 | 2室 | 一般浴槽（1室）・特殊浴槽（1室） |
| 医務室 | 1室 | |

- ・上記は厚生労働省が定める基準により義務づけられている設備です。
- ・居室の変更はご利用者の申し出があった場合は居室の空き状況を勘案し柔軟に対応致します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合がございます。

4. 職員の配置状況及び勤務体制

(1) 職員の配置状況

| 職種 | 配置数 | 指定基準 |
|----------|-----|---------------|
| 施設長（管理者） | 1名 | 1名 |
| 介護職員 | 25名 | 介護・看護合計 23.4名 |

| | | |
|---------|------------|----|
| 看護職員 | 5名 | 3名 |
| 機能訓練指導員 | 1名（看護職員兼務） | 1名 |
| 医師 | 2名 | 1名 |
| 生活相談員 | 2名 | 2名 |
| 介護支援専門員 | 1名（介護職員兼務） | 1名 |
| 管理栄養士 | 1名 | 1名 |

(2) 主な職種の勤務態勢

| 職種 | 主な勤務体制 |
|----------|---|
| 施設長（管理者） | 8：30～17：30 |
| 介護職員 | 早番： 8：00～17：00 3名 遅番： 11：00～20：00 4名 夜勤： 17：00～10：30 3名 |
| 看護職員 | 早番： 8：00～17：00 1名 日勤： 9：00～18：00 1名 遅番： 10：00～19：00 1名 |
| 医師 | 毎週火曜日・金曜日 13：15～ |
| 生活相談員 | 8：30～17：30 |
| 介護支援専門員 | 8：30～17：30 |
| 管理栄養士 | 8：30～17：30 |

5. 当施設が提供するサービス

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当施設では管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・食事は原則として食堂で食べられるよう致します。
- ・毎食後、歯磨き、うがい、義歯の管理など口腔ケアを致します。
- ・食事の場所は、食堂、居室などご希望の場所で、お取りいただけます。

（食事時間）

朝食 8：00～ 9：00

昼食 12：00～13：00

夕食 18：00～19：00

③入浴

- ・入浴、または清拭を週2回行います。
- ・車椅子、寝たきりの方でも機械浴で入浴が可能です。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力に合わせ援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑥健康管理

- ・嘱託医師により、週2回の診察日を設けて健康管理に努めます。
- ・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。
- ・入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて、できるだけ配慮します。

(当施設の嘱託医師)

- ・氏名 篠原 秀樹
診療科 内科、循環器科、小児科
診察日 毎週金曜日午後
- ・氏名 堀越 健太郎
診療科 内科
診察日 毎週火曜日午後

⑦相談及び援助

- ・当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(相談窓口) 生活相談員 清村泰弘・佐藤有希子

⑧社会生活上の便宜

- ・当施設では、必要な娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。
- ・主な娯楽設備、行事等
クラブ活動 音楽クラブ、書道クラブ、華道クラブ 月1回
園芸作業 中庭の畑やプランターにて野菜や花の栽培を行う。
- ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者及びご家族の状況によっては、代行致しますので、ご相談下さい。

6. 利用料金

(1) 介護保険給付サービス

多床室基本料金

| | 基本料金 |
|-------|--------|
| 要介護 1 | 589 単位 |
| 要介護 2 | 659 単位 |
| 要介護 3 | 732 単位 |
| 要介護 4 | 802 単位 |
| 要介護 5 | 871 単位 |

1 単位 = 10,14 円 (地域加算)

| 加算種別料金 | 加算料金 |
|--------------------|--------|
| 日常生活継続支援加算(※4) | 36 単位 |
| サービス提供体制強化加算 I(※4) | 22 単位 |
| 看護体制加算 I | 4 単位 |
| 介護職員等処遇改善加算 I | 14 % |
| 療養食加算(対象の場合※1) | 6 単位 |
| 外泊時加算(対象の場合※2) | 246 単位 |
| 初期加算(対象の場合※3) | 30 単位 |

(2) 介護保険給付外サービス

① 居住費・食費

多床室

| 負担限度額 | 居住費 | 食費 |
|-------|------|-------|
| 第1段階 | 0円 | 300円 |
| 第2段階 | 370円 | 390円 |
| 第3段階① | 370円 | 650円 |
| 第3段階② | 370円 | 1360円 |
| 第4段階 | 855円 | 1700円 |

② その他介護保険給付外サービス

| | | |
|--------------|--|---------|
| 管理費 | ・自らの手による金銭、物品類管理が困難な場合 管理代行サービスをご利用いただけます。 | 月額2000円 |
| 退所時 必要衣類費 | ・ご利用者の死去時、看護師によるエンゼルケア (死去時のケアとして衣類提供)を受けた場合。 | 4950円 |
| 特別な食事 | ・ご本人が献立とは別に施設で特別な献立を希望 し提供となった場合。 | 実費 |
| 理髪代 | ・ご本人またはご家族から理髪のご希望があった 場合。 (参考) 訪問理美容サービス 理髪代 1500円 顔剃り込2000円 | 実費 |
| クラブ代金 | ・華道クラブ、書道クラブに参加された場合。 | 300円 |

※1 療養食をご希望される場合

清和荘にて提供が可能な療養食についてご希望があった場合にのみ加算されます。
種別は「腎臓病食」「糖尿病食」が対象となります。

※2 外泊・入院の場合

月に6日間を限度とし1日につき246単位が加算されます。また、外泊・入院
中も居住費は加算されますが、そのベッド枠でショートステイご利用者を受け入れ
た場合加算はありません。

※3 新規入所された場合

最初の30日間は初期加算として30単位が加算されます。また30日を超える病院への入院後、再び入所した場合にも算定となります。なお、ショートステイを継続して長期入所となった場合、そのショートステイ日数分は除いて加算となります。

※4 日常生活継続支援加算、サービス提供体制強化加算

新規入所者の状態や職員の人員配置によりどちらかでの算定となります。

7. 入所中の医療の提供

医療を必要とする場合は、ご利用者、ご家族の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受ける事が出来ます。ただし、下記医療機関での優先的な診療、入院治療を保証する物ではありません。また下記医療機関での診療、入院治療を義務づける物ではありません。

①協力医療機関

| | |
|---------|--|
| 医療機関の名称 | 医療法人三省会 堀江病院 |
| 院長名 | 堀江 健司 |
| 所在地 | 太田市高林東町1800 |
| 電話番号 | 0276-38-1215 |
| 診療科 | 内科、循環器科、総合診療科、外科、消化器科、整形外科 脳神経外科、腎臓内科、精神科、皮膚科 |
| 入院設備 | ベッド数 178床 |

| | |
|---------|--|
| 医療機関の名称 | 社会医療法人鶴谷会 鶴谷病院 |
| 院長名 | 鶴谷 英樹 |
| 所在地 | 伊勢崎市境百々421 |
| 電話番号 | 0270-74-0670 |
| 診療科 | 内科、循環器内科、呼吸器内科、神経内科、消化器内科 血液内科、糖尿病内科、消化器外科、整形外科、乳腺外科 血管外科、形成外科、肛門外科、脳神経外科、耳鼻科、眼科 皮膚科、歯科 |
| 入院設備 | ベッド数 320床 |

②協力歯科医療機関

| | |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | 飯塚歯科医院 |
| 院長名 | 飯塚 光宏 |
| 所在地 | 太田市尾島町161-9 |
| 電話番号 | 0276-52-0132 |

| | |
|---------|---------------|
| 医療機関の名称 | やまぎし歯科医院 |
| 院長名 | 山岸 理文 |
| 所在地 | 太田市世良田町3101-7 |
| 電話番号 | 0276-40-7070 |

8. 苦情の受付

(1) 当施設における苦情の受付

①当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- ・窓口担当者 生活相談員 清村泰弘・佐藤有希子
- ・ご利用時間 8:30～17:30
- ・ご利用方法 電話 0276-52-5002
FAX 0276-52-5003
ご意見箱 事務室受付に設置

(2) 行政機関その他苦情受け付け機関

- ・太田市役所 介護サービス課 0276-47-1939
- ・群馬県国民健康保険団体連合会 027-290-1323

9. 非常災害時の対策

(1) 非常災害時の対応

- ・別途定める非常災害対応マニュアルに従い対応を行います。

(2) 平常時の訓練

- ・年2回以上の日中、及び夜間を想定した非常災害時の訓練を実施致します。
- ・年1回の風水害を想定した非常災害時の訓練を実施致します。

(3) 消防計画

- ・消防署への届け出日 平成16年3月29日

10. 虐待の防止について

当施設は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおりの必要な措置を講じます。

- ・研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（ご利用者の家族等、現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる、ご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 身体拘束の防止について

当施設では、ご利用者または他のご利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の行動制限は行いません。緊急やむを得ない場合は次の3つの要件を全て満たしていると判断された場合に限りです。

- ① 切迫性 ご利用者本人、または他のご利用者の生命、または身体が危険に晒される可能性が高い事。
- ② 非代替性 身体拘束、その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がない事。
- ③ 一時性 身体拘束、その他の行動制限が、一時的なものである事。

その後、ご利用者本人や、ご家族に対して、身体拘束の内容・理由・拘束の時間や期限を明記した文書をもって、説明と同意を頂きます。また、身体拘束を行っている期間でも定期的に見直しを行い、それを記録として残します。

また、年間研修に身体拘束についての研修を取り入れ、身体拘束を防止出来るよう取り組みます。

12. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたり、施設に入所されている、ご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項について、ご協力お願い致します。

(1) 面会

- ・面会時間 10:00～16:30

面会者は、防犯のため特養事務室にある外来カードへのご記入、職員へのお声かけをお願い致します。

(2) 外出、外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(3) 飲酒、喫煙

飲酒は、許可を得た上で定められた適量、時間にて、お願い致します。また施設内は禁煙となっておりますので、ご協力をお願い致します。

(4) 掲示物について

行事報告として、行事中のご利用者が写った写真を掲示、ホームページ、パンフレットによる公開、クラブ活動の一環として作成物を公開させて頂く場合がございます。写真撮影について希望されない方は、事前に申し出頂きますよう、お願い致します。

(5) 動物について

施設内へのペットの持ち込み、飼育は、ご遠慮頂いております。

(6) 施設、設備の使用上の注意

- ・居室及び共有施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、または、わずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設、設備を破損したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に復旧して頂くか、相当の代価をお支払い頂く場合がございます。
- ・当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事は出来ません。